

# 名護市学校給食物資納入者の登録に関する要綱

平成28年12月15日  
教委告示第16号

## (目的)

第1条 この要綱は、名護市学校給食センター管理規則（平成20年教委規則第7号）に基づき、名護市学校給食センター（以下「給食センター」という。）に学校給食物資を納入する者の登録を行うことにより、安心安全で公平公正な学校給食物資の納入が行われることを目的とする。

## (申請者要件)

第2条 給食センターに学校給食物資を納入しようとする者（以下「納入者」という。）は、給食センターの登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、次に掲げる要件を満たす納入者が申請に基づいて行う。

- (1) 加工業を行う者（精肉及び生魚の取り扱い、その他加工品の製造を行う者を指す）は、衛生状況に関し、次に掲げる基準を満たすこと。
  - ア 保健所の食品衛生監視票の監視評点が81点以上あること。ただし、新規登録においては、給食センター所長の判断により、食品衛生監視票確認については猶予期間を設ける。
  - イ 従業員の健康診断、検便検査等、健康管理が十分に行われていること。
  - ウ 加工業者は、材料の倉庫、冷蔵設備その他衛生上必要な設備を完備していること。
- (2) 物資の供給能力に関し、次に掲げる基準を満たすこと。
  - ア 保管、運搬等において適切な処理ができること。
  - イ 各給食センター栄養士が指示する期日、時刻及び場所に納入できること。
- (3) 経営及び信用状況に関し、次に掲げる基準を満たすこと。
  - ア 経営状態が良好であること。
  - イ 食品に関する法律及び諸規定が遵守されていること。
  - ウ 納税義務が履行されていること。
  - エ 名護市学校給食業務について、会議の参加、学校給食に関する調査アンケート等に協力ができること。
- (4) 名護市学校給食物資納入者の心得（様式第1号）を遵守できる者であること。
- (5) 納入品の品質、価格及び検査結果等の不正行為又は特別な理由がなく供給を拒否する等がなく、納入の変更等に臨機応変に対応できること。

## (登録申請の受付及び有効期間)

第3条 登録申請期間及び登録有効期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 登録申請期間は、原則として西暦が奇数年（以下、「奇数年」という。）の2月1日から2月末日までとする。
- (2) 登録の有効期限は、奇数年の4月1日から次の奇数年の3月31日の2年間とする。
- (3) 第1項の規定にかかわらず、新規取引を希望する業者は、年度途中で登録することができる。その場合の有効期限は、次の奇数年の3月31日までとする。

## (登録手続)

第4条 登録を希望する納入者は、次に掲げる書類を添付し、給食センター所長に提出しなければならない。

- (1) 名護市学校給食物資納入者登録申請書（様式第2号）

- (2) 名護市学校給食物資納入者誓約書（様式第3号）
- (3) 名護市学校給食物資納入者振込口座届（様式第4号）
- (4) 営業許可証の写し（個人農家は除く。）
- (5) 食品衛生監視票の写し（加工業者のみ。）
- (6) 従業員の検便検査結果（赤痢菌、サルモネラ、0-157）報告（加工業者のみ。）
- (7) 納税証明書（国税、県税、市町村税の完納証明書）

ア 法人事業主

- (ア) 国税（法人税及び地方消費税）の完納証明
- (イ) 県税（法人税、事業税）の完納証明
- (ウ) 市町村税（住民税、固定資産税、軽自動車税）の完納証明

イ 個人事業主

- (ア) 市町村税の完納証明（住民税、固定資産税、軽自動車税）
- (イ) 国民健康保険税の完納証明

（登録）

第5条 前条の申請を受けた給食センター所長は、納入者が第2条に掲げる基準等を満たしているかどうかを審査し、満たしているときは名護市学校給食物資納入者登録証（様式第5号）を、満たしていないときは名護市学校給食物資納入者登録不許可通知書（様式第6号）を申請者に通知する。

2 給食センター所長は、登録された者（以下「登録者」という。）について、名護市学校給食物資納入者台帳（様式第7号）に登録するものとする。

（登録の変更）

第6条 登録者は、申請した内容に変更があったときは、速やかに名護市学校給食物資納入者登録変更届出書（様式第8号）を給食センター所長に提出しなければならない。

（登録の取消し）

第7条 給食センター所長は、登録者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、その登録を取り消すことができる。その場合は、第5条第1項に定める名護市学校給食物資納入者登録不許可通知書（様式第6号）を登録者に通知する。

- (1) 第2条に定める要件を欠いたとき。
- (2) 虚偽又は不正な方法により登録を受けたことが明らかになったとき。
- (3) その他納入者として不適切であると給食センター所長が認めるとき。

（登録者等連絡会議）

第8条 給食センター所長は、登録者との意見交換及び必要事項等の連絡をするため、名護市学校給食センター登録者等連絡協議会（以下「連絡会議」という。）を必要に応じて開催し、登録者を招集することができる。

2 登録者は、給食センター所長が招集する連絡会議について、責任者及び担当者のいずれか1名以上を参加させなければならない。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別で定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月15日から施行する。

附 則（平成 29 年教委告示第 3 号）

この要綱は、平成 29 年 3 月 24 日から施行する。

附 則（令和 3 年教委告示第 18 号）

この要綱は、令和 3 年 10 月 4 日から施行する。